

企画コンペ方式説明書

委託業務名	空き家利活用推進事業業務委託		
履行期間	契約締結日～ 令和8年3月19日（木）	履行場所	佐賀県内
契約上限額	3,790千円	説明会	令和7年6月6日（金） 午後2時から
仕様書等に対する 質問・回答書 提出期限	令和7年6月10日（火） 午後5時まで	参加資格確認 申請書提出期限	令和7年6月13日（金） 午後5時まで
提案書提出期限	令和7年6月20日（金） 午後5時まで	プレゼンテーション	令和7年6月30日（月） 午後1時30分から（予定）
審査委員会開催	令和7年6月30日（月）	最優秀提案者の 決定	令和7年7月4日（金）

1. 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 参加資格確認申請書（様式2） 1部
 - イ 会社概要（パンフレットで可） 1部
 - ウ 実績書（様式3） 1部
- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

※郵送の場合は、郵便事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (3) 参加資格確認申請書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

2. 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式1に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

※送信後は開封の確認を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、県ホームページに掲載する方法により行う。

3. 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類・・・正本1部 副本5部
 - ア 提案書（様式4）
 - イ 見積書
- (2) 提案者は、以下の点に留意して記載すること。
 - ア 空き家利活用コンテストの開催

仕様書「3 業務内容」の項目にとどまらず、事業効果を高めるための創意工夫に富んだ提案を行うこと。ただし、契約上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものとする。

イ 広報

ターゲット（住宅取得予定者、主に子育て世帯）により効果的に周知できる方法、内容等を提案すること。

ウ 実施スケジュール案

各業務及び事前調整など詳細なスケジュールを記載すること。

エ 業務実施体制表

業務実施に係る人員体制や組織の構成、応援体制等について記載すること。

(3) 作成にあたっての注意事項

ア A 4 縦長左綴じ（ホチキス留め）

イ 見積書は、委託上限額を超えない範囲で積算し、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

(4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(6) 提出は持参又は郵送による。

(7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4. プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(2) 参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明15分、質疑5分程度）を予定している。

5. 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6. 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から5日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7. 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本企画コンペの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8. 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金は公示に定めるとおりとする。

9. 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 仕様書等に対する質問書（様式1）
- (4) 参加資格確認申請書（様式2）
- (5) 実績書（様式3）
- (6) 提案書（様式4）
- (7) 辞退届（様式5）
- (8) 契約書（案）
- (9) （参考）コンテスト開催要領
- (10) （参考）コンテスト応募様式
- (11) 評価基準

10. 問い合わせ

担当課	佐賀県県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当
郵便番号 840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7165
電子メールアドレス	kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp